

補助金チェックシート

生活環境部市民活動推進課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
1	市民活動推進課	地区コミュニティ運営補助金	コミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあいまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を助成することにより地域の活性化を図る。	要綱に定める経費に対し助成するもので均等割、人口割、世帯割等により積算する。	26,793	26,902	28,464	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	28,950
2	市民活動推進課	コミュニティまちづくり補助金	まちづくり計画策定済のコミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、コミュニティの活性化を図る。	補助額は、まちづくり計画に掲げる事業に係る経費のうち2分の1以内の額とし、最高限度額は年度内において30万円以内。	794	1,270	1,175	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,100
3	市民活動推進課	市連合自治会補助金	市連合自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民の自治会活動に際して運営協力や、市からの周知事項に関する協力や参加調整、募金活動、地域の見守り活動外地域住民の安心安全なまちづくりを目的とする活動を支援することにより、地域社会の活性化を図る。	市連合自治会からの申請に基づき補助するもの。市役所等との連携を図り、自治会が抱える課題についての研修会などを開催するとともに、より良い地域づくりに向けた諸活動の推進に協力する。	3,200	3,200	3,200	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,500
4	市民活動推進課	自治会集会場建設補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため活動拠点施設の整備を行う。	補助額は、集会場の新・増・改築等の経費の100分の30以内の額。事業経費が30万円未満は対象外。	13,227	5,326	4,400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	8,013

補助金チェックシート

生活環境部市民活動推進課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
5	市民活動推進課	自治会法人化補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	自治会の法人化を促進することを目的とするもの。	法人化した自治会が不動産の登記をする経費(10万円以上)に対し100分の30以内の額を補助。限度額は5万円以内。	50	100	92	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	250
6	市民活動推進課	自治会育成補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため、要綱を定め予算の範囲内で補助金を交付する。	自治会からの申請に基づき、毎年4月1日現在の加入状況により1世帯当たりの単価による額を積算し、地区連合自治会より地区の各自治会に交付している。	7,803	7,724	7,590	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	7,710
							自治会の設立を促進することを目的とするもの。	自治会設立のとき1回に限り会員数に応じて交付するもの。	35	15	40			75
7	市民活動推進課	自治総合センターコミュニティ助成事業補助金	コミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	事業開始 S53	(財)自治総合センターの宝くじ普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として実施するもので、コミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行う。	地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費に対し、1件につき100万円から250万円を交付するもの。	5,300	6,800	4,600	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,500

補助金チェックシート

生活環境部市民活動推進課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
8	市民活動 推進課	長寿社会づくり ソフト事業費補 助金	コミュニティ	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの の	事業開始 H1	(財)地域社会振興財 団の受託事業収入を 財源として実施するも ので、地域社会にお ける各種問題につい て基礎的総合的研究 等を行うとともに、地 域社会に対する施策 を推進し、もって地域 社会における住民の 健康及び福祉の向上 並びに文化の振興を 図り、地方自治の基 盤の充実に寄与する ための各種事業を行 う。	コミュニティが主体と なって行い、コミュニ ティ活動の活性化に 資する事業とし、か つ他のコミュニティの モデルとなる事業に 対し200万円以内の 額で交付するもの。	0	0	1,465	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	0
9	市民活動 推進課	塩飽本島マイ ペースマラソン 事業補助金	本島校区連合 自治会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの の	H17	毎回550名前後の参 加があり、その8割が 市外からの参加者で ある本大会の開催を 支援することにより、 観光客リピーターの 増加や島民が一丸と なって取り組むことよ る地域活性化を図 る。	塩飽本島マイペース マラソン事業補助の ため、30万円を上限 として補助する。大 会では連合自治会 等が主体となり実行 委員会を組織し、準 備や運営に当たって いる。	300	300	300	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	300
10	市民活動 推進課	高等学校生徒 通学航路費補 助金	離島に住所を 有する生徒又 はその生徒の 保護者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの の	H17	離島から高等学校に 通学する生徒の通学 に要する経費の負担 軽減を図る。	通学のため必要とす る定期乗船券の購 入費用に一定の率 (2分の1または、3分 の2)を乗じて得た額 を補助	76	155	396	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	687

補助金チェックシート

生活環境部市民活動推進課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
11	市民活動推進課	丸亀離島振興協議会補助金	丸亀離島振興協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島住民相互間の緊密な連絡提携と協力により離島の振興を促進し、あわせて島民の生活・福祉の向上を図る。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	50
12	市民活動推進課	離島航路運営費補助金	本島汽船(株)・備讃フェリー(株)・六口丸海運(有)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島航路事業者に対し、予算の範囲内において、離島航路運営費補助金を交付することにより、離島航路の維持を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定・向上に資することを目的とする。	(本島汽船(株)、備讃フェリー(株)) 確定実績欠損額から国庫補助額を差し引いた額の2分の1に相当する額を補助 (六口丸海運(有)) 確定実績欠損額に相当する金額の範囲内で市長が定める額を補助	91,933	73,915	73,416	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等。	70,000
13	市民活動推進課	使用済自動車等海上輸送費補助金	使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃及び荷役費用を負担した者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H18	離島における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため。	海上輸送経費に一定の率を乗じて得た額を補助	0	3	3	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	20

補助金チェックシート

生活環境部市民活動推進課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
14	市民活動推進課	中央公民館クラブ連絡協議会補助金	丸亀市中央公民館クラブ連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	各クラブの生涯学習推進と、相互の親睦・交流を通して、意義深いクラブ活動の促進を図る。さらに、その成果を通じて地域社会の振興と社会福祉の増進に寄与する。	公民館まつりの事業補助。この事業では、協議会役員が中心となり事業の準備、運営にあっている。	180	173	180	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	180
15	市民活動推進課	婦人団体連絡協議会育成補助金	丸亀市婦人団体連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の単位婦人会相互の緊密な連絡調整ならびに親睦をはかり、その活動の伸展を助け合い、リーダー研修、人権研修を行うことにより、婦人団体の活動を充実させる。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算	960	1,360	960	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	960
16	市民活動推進課	少年団体育成補助金	丸亀市子ども会育成連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の子ども会育成連絡協議会の相互の和、及び連携を図り、子ども会活動を拡充し、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算	1,550	3,169	2,984	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,984
			ボーイスカウト(3団体)						66	66	66			
			ガールスカウト(2団体)						44	44	44			

補助金チェックシート

生活環境部市民活動推進課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
17	市民活動 推進課	青年団体連絡 協議会育成補助 金	丸亀市青年団 体連絡協議会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	活動の充実発展および、市内の青年団体の連絡と協調を図る。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算	83	83	83	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	113
18	市民活動 推進課	丸亀市・七尾 市少年団体交 歓研修会補助 金	丸亀市子ども 会育成連絡協 議会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	市内の少年団体の活動に参加する少年少女が親善都市七尾市と、地域を越えて友情・交歓を深める中から少年リーダーとしての意識、資質の向上を図る。	七尾市・丸亀市少年団体交歓研修会の事業補助。市内の少年団体に所属する指導者が引率し、受入・派遣を毎年交互に実施している。	107	600	200	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	600
19	市民活動 推進課	市民活動ス テップアップ補 助金	市民活動団体 等	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H20	新たな市民活動の展開や、活動の幅を広げる事業の展開などに要する経費の一部を補助することにより、市民の自主的・自発的な活動を支援し、市民の公益の増進に資する多彩な活動の展開、活性化をはかり、個性豊かで活力あふれるまちづくりを実現することを目的とする。	新たな市民活動や、その活動の幅を広げる活動などを実施するため直接必要な経費の一部について、5万円を上限に補助する。	245	100	50	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	300